

公 売 公 告

令和 6 年 4 月 16 日

長崎県北振興局長



国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公売財産の見積価格を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

公売財産			公売保証金	見積価格
売却区分	名称・性質・所在・地上権等の内容その他	数量		
2	油絵（風景画） 額：（横）81cm×（縦）68cm 絵：（横）65cm×（縦）51cm ＊寸法は概算	1	0円	5,000円

公売方法	競り売り
------	------

公売日時	入札	公売参加申込期間：令和6年4月16日午後1時から令和6年5月7日午後11時まで 入札期間：令和6年5月14日午後1時から令和6年5月16日午後11時まで
	開札	令和6年5月17日 午前10時

公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社運営「K S I 官公庁オークション」インターネットサイト上 http://kankocho.jp
------	--

売却決定	日時	令和6年5月24日 午後2時30分	場所	長崎県北振興局税務部
------	----	-------------------	----	------------

代金納付期日	令和6年5月24日 午後2時30分
--------	-------------------

買受金についての資格その他要件	国税徴収法第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する者。その他、「長崎県インターネット公売ガイドライン」記載の参加条件を参照ください。
-----------------	---

その他	別添 「「その他」欄の記載事項」のとおり
-----	----------------------

配当を受けることができる者の権利内容の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を当振興局に申し出てください。
 なお、債権現在額申立書の用紙は、当振興局に用意してあります。

長崎県北振興局

(別紙)「その他」欄の記載事項

「長崎県インターネット公売ガイドライン」

(<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2023/06/1685942681.pdf>)

- 1 公売財産のせり売りによる公売で、入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。
- 2 入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」又は一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入力価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできません。
- 3 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認められるときは、公売を中止します。
- 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札したものを最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
- 5 二人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。
- 6 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 7 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。
- 8 公売財産の公売に伴う危険負担の移転の時期は、当該財産の買受代金の納付があったときとします。なお、許可又は承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産については、買受代金納付時点の現況有姿により引き渡します。
- 9 県は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 10 紀尾井町戦略研究所株式会社が運営する「KSI 官公庁オークション」の不具合等により公売を中止することがあります。
- 11 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、長崎県は何ら補償しません。

